

学校運動部活動の体罰問題に関する管理論的一考察
—一部活動運営に困難を極めた中学校や体罰があった高等学校の事例から—

関 朋 昭

**The Management Theoretical Consideration about the Corporal Punishment
of School Club Activities**

**—In the cases of Schools with Difficulties in the Operation of Club Activities
and Schools with Corporal Punishment—**

Tomoaki Seki

Abstract

From a viewpoint of management theory, this research aimed to consider some cases in which corporal punishment could be allowed to some extent, referring to some schools which had difficulty in the operation of club activities because of “students to whom coaching is difficult” and “students who misbehave”. My main point was to consider the state of the management theory which controls the corporal punishment while investigating why it was possible to give the corporal punishment.

Level management (peer pressure) is more influential than formal management which is common in Japanese organizations. When a complementary action of “watch and consideration” works well, the peer pressure plays an effective role and the atmosphere of the workplace is improved.

Coaching of club activities has three types of operation : authoritative management, mutual management, and complementary management. Authoritative management is a system of generally more than one advisors, but actually only one authoritative teacher is governing everything and is often bearing all including responsibility by himself.

Key words : School Club Activities, Corporal Punishment, Management Authoritative management, Mutual management, Complementary management

I はじめに

2012年12月、大阪市立桜宮高等学校のバスケットボール男子部の顧問教師の体罰を理由として高校生が自ら命を絶つ痛ましい事案は、大きな社会問題となった。自殺した部員は主将を務めていたが、日頃から顧問教師に体罰を受け続けていたことが明らかとなり、顧問教師は

傷害などの罪に問われた。この問題を契機として女子柔道日本代表監督の暴力問題（朝日新聞，2013）、愛知県立豊川高校陸上部の男性教諭の体罰問題（毎日新聞，2103）などの報道が相次いだ。こうした中、文部科学省は、全国の小中高校を対象とした体罰の実態調査を行い、その報告によれば、例年は400件前後で推移していた体罰件数が6721件へと大幅に膨らんだという（文部科学省、

名寄市立大学 保健福祉学部
〒096-8641 名寄市西4条北8丁目1

Faculty of Health and Welfare Science, Nayoro City
University
Nishi 4 Kita 8-1 Nayoro 096-8641

著者連絡先 関 朋昭
seki@nayoro.ac.jp

2013a). 特に、中学・高等学校では運動部活動中の体罰がそれぞれ4割を占め、運動部活動（以下、部活動と略記）の指導者の間では「愛のムチ」を容認する間違っただけの考え方が根強く残っていることも明らかになった。この調査で体罰が発覚し、停職の懲戒処分を受けた高校野球部の指導者は「選手を強くしたかった」と理由を説明したという（読売新聞、2013a）。日本高校野球連盟が独自に行った体罰問題に関する質問紙調査の結果では、1割近くが「体罰は必要」と回答し、日本高校野球連盟の審議委員長は「間違っただけの人がまだこれだけいることはショックだ。体罰がなくなるまで言い続けたいといかない」と厳しい口調で語った（読売新聞、2013b）。

学校によっては、指導が困難な生徒、指導に従わない生徒が多く集まっているところがある。このような生徒たちが多く集まる学校では、日々緊張感のある中、生徒たちと向き合い指導していかなくてはならない。緊張感が常態化した学校は「教育困難校¹⁾」とよばれている。「教育困難校」に限らず、どこの学校にも指導の難しい生徒が存在するであろうが、そのような生徒たちが部活動で活動する際には、部活動の運営は難しくなると考えられる。

本研究は、指導が困難かつ小学生の頃から虞犯性の兆候がみられる生徒が所属した部活動運営に困難を極めた中学校の事例を中心としながら、指導の組織体制のあり方に着目することにした。また、体罰問題に関連した中学・高等学校の部活動の事例を引きながら、管理論の視点より、組織的な問題解決の糸口を探りながら、体罰を根絶するための一助となる議論を展開することを目的とした。

なお、本研究上の体罰に関する概念的な定義は、文部科学省の生徒指導提要（2013、p.195）の典拠から、「身体に対する侵害（殴る、蹴る等）」とする。本研究では表面化、または報告されていない事案について焦点を当てるものである。

II 先行研究のレビュー

梅澤（2014）が整理した体罰に関する先行研究の概観によれば、実態調査に関するもの（阿江、1991：阿江、2000）、教師個人の資質／身体性に関する研究（森川、1989：坂本、2011）等が散見される程度だったという。しかし、2012年12月の大阪府の高等学校で起きた事案以降、体罰研究の数は飛躍的に伸び、国立情報学研究所（CiNii）で「体罰」をキーワードに検索した結果、2013年以降のカウンタ数は308件であった（検索日：2015/1/20）。このように研究数が増加する中、体罰そのものを無くすため、体罰問題の構造を解明しようとする研究がある。

平田・岡田（1998）の研究は、体罰が発生する構造を検証、分析するため判例を用いながら議論を展開してい

る。その議論の中で、坂本（1995、pp.302-303）の研究に依拠し、判例の時系列的な傾向から、昭和48年度までは部活動中の体罰は認められず、これ以降、教育の一環として位置づけられ、勝利至上主義に基づいて指導がエスカレートし、体罰が発生し始めてきたと捉え、体育クラブの問題は社会的な解決による他なく、解決は困難であると構造的な問題を挙げている。また東原（2013）も、日本における体育会系就職が制度的慣例として定着してきたことに言及し、部活動の附従契約的状况の構造的な仕組みを問題視している（附従契約の文脈については東原ら、2013、pp.777-780を参照）。そして、東原（2013）は、体罰の緩和に必要なのは附従契約を解除できること、すなわち「指導者が複数いる」「選ぶうるクラブの状況がある」といった実質的な選択肢を用意することが重要であると述べている。アメリカ人の文化人類学者Miller, A. L.（2013）は、高度成長の産業化の過程で人々が自ら体罰を受容し内面化していくことになり、体罰による規律訓練技術を確立し、再生産してきたとみている。なおMiller, A. L.（2013）の研究は、後述のミシェル・フーコー（1977）の権力概念、権威的管理と不可分な先行研究である。

日本における体罰問題を一言で説明することは容易な作業ではないが、体罰問題の構造的な問題は先行研究で明らかとなり、その知見は高く評価し支持できる。その一方、非常に大きなフレームワークでの議論となるため、どうしても他者（制度的な環境整備）への期待を求める傾向にある。体罰の構造的な問題を指摘し認めてきた平田・岡田（1998）は、中留（1997a、1997b）の体罰改善策に依拠し、最終的な結論を「個々」の学校改革、学校改善へと帰結させている。本研究は、先行研究の議論を手掛かりとしながら、部活動の構造的な問題を運営、組織の枠組みへ落としこみ、事例と管理論の知見を参照しつつ相対化しながら議論を進めていく。

III 研究の枠組み

1. 体罰を未然に防ぐための方法論の整理

体罰問題を学校改善、組織的に取り組む事例研究に次のようなものがある。渡辺（2013）は、体罰を起さないうような組織で取り組むためのポイントを3つ挙げている。それは「1. 教職員の指導観を共有する」「2. 教職員の関係性をつくる」「3. 校長が戦略的に学校経営をする」である。教職員が互いに指導技術を学び合える場の設定が重要となり、それは調整力のある教員に任せると良いという。そのような組織体制であれば、どのような特性をもった教員がいても、組織の中で体罰は起こらず、例え許されない児童・生徒の言動に遭遇しても体罰に頼らない毅然とした態度で挑むことが出来る、と述べている。つまり渡辺（2013）は、教員たちの協力関係のもと、困難な事例へ対応するための組織づくりこそが

体罰を許さない学校づくりを可能にする危機管理と主張している。

同様に、体罰を未然に防ぐ危機管理として石橋（2013）の報告がある。石橋（2013, p.15）は、「指導する側の『焦り』『怒り』『奢り』」が原因だと指摘している。体罰を予防するための手だてとして、「立場の違う複数の教職員で対応すること」「学校内に密室をつくらないこと」などを提唱している。しかし、「立場が違うとはどのような関係性なのか」「なぜ密室をつくれるのか」といった原理的な議論は割愛されている。また、正課活動を対象としており、正課活動外である部活動中の体罰問題を対象としていない。

学校には、生徒指導が難しい生徒たちがいることがあり、そのような生徒たちが部活動に所属していることも多い。「指導が困難な生徒」にどの様に組織として対応してすべきか、佐藤（2013）の報告がある。佐藤（2013, p.39）は、「私たち教員は、『体罰』と『懲戒』について、正しく理解する必要がある」と述べ、教育困難校のみならず、すべての学校の全教職員での研修の必要性が重要と論じている。そして佐藤は、「生徒指導上の問題行動を起こす児童・生徒の中には、時として教師を挑発する者もある。その挑発に乗り、感情のままに児童・生徒を怒り行動するとき、起きやすくなる（佐藤, 2013, p.40）」と云い、教師自身が「正しく叱る」技を身につけるための研修を通じ、体罰未然防止の長期的な取り組みが重要と考えている。

このように先行する事例研究では、体罰を未然に防ぐためには、協働体制の確立、意識改革、研修会の充実といった経営管理的な手法が手掛かりになることを示唆している。これらの言及は、学校現場の原体験を基調としているため説得力をもつが、その一方で、理想的な提言が簡単に実践できないことも事実であろう。その背景にあるものは、学校長の強力なリーダーシップに加え、既述の方法論を実践するためには相当なコスト（時間、熱意、情報など）を有するからである。

2. 理論的枠組みからの仮説設定

後述する事例①は指導が困難な生徒が所属する部活動であり、顧問の教師らは生徒から執拗に挑発され、一触即発の可能性があった。仮説ではあるが、顧問の教師らの気がつかない力学が作用していたと本研究は考えた。その力学とは、お互いが監視しあうピア・プレッシャーが機能していたのではないかと推測する。ピア・プレッシャーとは、「仲間からの圧力」を意味し、日本的経営の特徴といわれる監視と配慮に視点を置くものである。西垣（1983）の研究にみられるように、部活動の顧問は複数名で組織され、教員同士の相互協力のもとで部活動が運営されていることから、同僚間には監視と配慮が働く。

チームワークを必要とする学校教育の現場では、互い

の仕事の助け合いが勧奨される一方、手を抜かないように互いを監視しチェックし合う二項対立の2つの機能が働く。これら2つの機能のメカニズムに関して、大野（2005）が示す管理論の分析に依拠しながら以下に概念を整理していく。

「垂直的管理」とは、管理する者と管理される者のタテの関係である。分かりやすい表現にすれば「労使関係」である。Sewell, Graham（1998）は、ピア・プレッシャーとパノプティコンを対比させながら、日本とイギリスの管理手法を説明している。パノプティコンとは、ミシェル・フーコー（1977）の概念であり「一望監視装置²」と訳されている。例えば、グラウンドにいる教員や生徒たちは、誰も職員室からグラウンドをみていないにも関わらず、誰かに監視されているような感じになる。それがパノプティコンである。このような物理的な環境下になくとも、日頃から権力のある者に管理（監視）されていれば、管理者が近くにいなくても、どこからか管理（監視）されているような感覚となるのもパノプティコンである。パノプティコンが機能する環境下では、監視の眼を強く意識するため、体罰が起こる可能性は低いといえる。翻って、体罰が起こる可能性が高い場所は、管理が機能していない空間といえる。既述した石橋（2013）が指摘する「密室をつくらない」と深く関係し、密室をつくらせない管理者がいなくてはならない。管理者とは、管理職（学校長、副校長、教頭など）のことを示すが、生徒主体の部活動ということであれば、生徒会会長も管理責任者の1人として捉えていくことができる。つまり密室を簡単に作り出さないよう管理するためには、垂直的管理の場合、管理者が必要となる。

「水平的管理」とは、学校の場合においては、教員同士の助け合いと監視によるヨコの関係である。一瞥すれば、教員を互いに競わせ監視させる管理手法のように捉えられ、職場内がギスギスとした空気となるように感じるが、水平的管理は、ひとびとのヨコのつながりの中で連携していくうえで、ある集団内のひとつの秩序や規範を保つために有効に管理できる可能性を秘める。大野（2005）の管理論のベースにあるのが、水平的管理（ピア・プレッシャー）が意外な重要性をもっているという論理展開である。とりわけ学校は、教員同士以外にも、児童・生徒、保護者との関係も看過することができない。これらタテのようにみえるヨコのつながりが有機的に機能することによって、良い教育環境を形づくることができるであろう。つまり、同調圧力が強いようにみえる「水平的管理」だが、助け合いとした正の側面に着目すべきたということである。そうした意味からも、「水平的管理」は、校長などの管理職から公式的に強制された管理手法ではなく、職場内で自然的に発生するものである。

Sewell, Graham（1998, pp.414-415）は、イギリスと日本の違いは、日本にはパノプティコン的な厳しい垂直的監視が機能しない反面、ピア・プレッシャーが成熟し

表1 本研究が対象とした事例のプロフィール

事例 (該当年次)	学校種別	学校上の特徴	該当部活動の 運動種目	該当部活動の 顧問体制	部員数	競技レベル
事例① (2013年)	中学校 公立	都市部 約10万人 指導が困難な生徒が一部分いる	バスケットボール部	2名 (A教諭・B教諭)	約30名	市町村
事例② (1985年)	高等学校 公立	都市部 約18万人 進学校で文武両道の校風	サッカー部	2名	約30名	都道府県
事例③ (2012年)	高等学校 市立	都市部 約10万人 体育科があり部活動が盛ん	男子バスケットボール部	3名	約40名	全国

(注) 競技レベルについては、該当年次の前後1年間(合計3ヵ年)での最高成績とした

表2 水平的管理と垂直的管理

伝統的欧米型	日本の経営
パノプティコン	ピア・プレッシャー
垂直的管理	水平的管理
労働者集団	職場集団
自律性	相互依存 (監視と配慮)

大野(2005,p.12)の表を筆者が一部修正。

た機能として発揮しているという。学校現場においては、校長や教頭も管理職である一方、ひとりの労働者である。特に教頭は、職員室の中で、絶えず多くの教員たちの監視の眼にさらされている。つまりSewell, Grahamが指摘するように、日本の学校教育の現場においては日本の経営の特徴であるピア・プレッシャー(水平的管理)が効いているといえよう。大野(2004)は、タテ(垂直的管理)とヨコ(水平的管理)の概念の整理として表2としてまとめている。

本研究が対象とした事例①では、複数(2名の教員)による相補依存(監視と配慮)の力学が働いていたことによって、体罰を未然に防ぐことができたのではないかと、一先ずの考察とする。つまり、部活動の顧問組織は、プロスポーツチームの職階によるライン組織(マネジャー、監督、ヘッドコーチ、コーチなどタテ関係)とみるよりも、職位によるスタッフ組織(教諭たちによるヨコ関係)の形態をとっているといえる。先行研究においては、体罰問題を組織(顧問組織)的な視点から、論じられることがほとんど無く、教師の個人的な問題として取り上げられている。こうした研究動向を踏まえ、本研究は体罰問題を組織の視点から捉える。すなわち、体罰が「起こる／起こらない」は、「ピア・プレッシャーのある(効いている)／ない(効いていない)」といった状況が一要因となり、特に虞犯性の兆候がみられる生徒の生徒指導には有効に機能する可能性がある、という仮説を立てる。

3. 本研究における管理論の理論的背景

本研究では、大野(2005)の日本的な水平的管理、Sewell, Graham(1998)の日英比較にみた管理論、竹内(1985)のピア・プレッシャーの研究などに着目しつつ、「垂直的管理」と「水平的管理」という2つの概念から考察を行う。

大野(2005)によれば、前者は従来扱われてきた伝統的な「管理」概念、後者は日本の経営を意味づけるために用いられた独特な概念であるという。その「水平的管理」の一要素としてピア・プレッシャーを捉えている。ピア・プレッシャーは「同調圧力」「相互監視」などと訳されるが、その捉え方にはいくつかの考え方がある。ピア・プレッシャーとは、日本的な集団がもつ独特な同調圧力、相互監視には違いないが、タテの労使関係的な圧力がヨコの圧力に転化したものだというのが学説の一つである(Knuth et al., 1985)。しかし、大野(2005)、鈴木(1994)はこれを批判し、ピア・プレッシャーというのは、日本社会の深遠に根ざすヨコの人間関係による水平的管理の要素とみるべきだという。そこでは、管理主体は経営者、監督者ではなく、仲間同士が相互に監視し管理しあうものであると論究している。本研究の立場は大野らの理論を鑑みながら考察を行うことにする。

IV 研究方法

本研究で対象とした3つの事例(情報交換から得られた事例①、体罰の原体験から得られた事例②、体罰による生徒の事故死をもとにした事例③)のプロフィールを表1にまとめた。「事例①」の概括については、次章にて考察するが、「事例②」と「事例③」の概括については、考察の中で付記しながら説明する方が妥当であり意義深いと考え文中にて記した。本研究の中心となる事例①の情報収集の方法に関する手続きを以下に説明する。

1. 事例①に関する情報の入手経路

2013年11月20日、某教育研究会の席上にて、A教師から部活動の指導についての相談を受けた。A教師から話を聴くと、指導に困難を極める生徒が複数名おり、部活動の運営に苦慮していた。A教師は、部活動の活動中に起きた事案について語ってくれ、筆者がその場でノートにまとめた。事例①は、フィールドワークを通じて得ら

れた情報ではなく、偶然の伝聞によるものである。

2. 事例①の信頼性を確認するための調査方法

事例①は、新聞報道やニュースなどで取り上げられた訓告や懲戒処分などによって伝達された情報ではなく、一般的には知りえない情報である。ゆえに情報の信頼性を確かめる手続きが必要である。

2013年11月20日に得た情報の顛末をテキストにした。そのテキストの真偽を確認するための手続きとして、2014年1月24日にA教師、B教師にインタビュー調査を行った。インタビュー調査の内容は、筆者が作成したテキストについての内容確認、各教師の属性、学校の様子、該当部活動の様子、生徒の様子、顧問教師の関係性などである。インタビュー調査は、A教師、B教師別々に行い、30分程度行った。その際、インタビュー調査の倫理的配慮という観点から、インタビュー調査に協力してくれること、研究論文となることへ承諾してくれること、答えたくないことには答えなくて良いこと、途中で中止が可能であることなど、両教師それぞれの許諾が得られてから実施した。両教師ともに、本研究の主旨を理解してくれ、好意的にインタビュー調査へ協力してくれた。この調査で得られた新たな情報を筆者が再度テキストに整理した。

新しいテキストの信頼性を確認するため、時間を置いた2015年1月23日、両先生へ2回目のインタビュー調査を行った。インタビュー調査の内容、手続きは前述の通りであるが、1年以上前の事案に誤りがないか省察的な確認を行った。

情報の信頼性という観点から、その場にいた生徒たちからも情報を聴くべきであるが、子どもたちへの倫理的な配慮を特段に考慮し、本研究では協力が得られた両教師に限定した。

3. 分析方法

本研究では、体罰が「起こる／起こらない」は、「ピアプレッシャーのある（効いている）／ない（効いていない）」が関係しているのではないかと、という仮説を立てた。仮説を分析するための方法論として、中澤（2011, p.375）の解釈的アプローチの手続きを参考とし、管理論のピアプレッシャーの理論的な枠組みから演繹させて説明的に考察する手法を採用した。

V 結果と考察

1. 事例①の概要

(1) A教諭とB教諭の概観

A教諭（30代後半）。バスケットボールの競技実績があり（地区予選レベル）、バスケットボール部の指導歴は約15年であり、当該校は3校目である。当該競技の指導者資格、審判資格を有しており、部活動指導を通じた

生徒指導を大切にしている。部活動での役職は主顧問。

B教諭（30代前半）。バスケットボールの競技経験はないが、他の運動系の競技経験がある。新任教師として着任した際、バスケットボール部の顧問となったことから、それ以降バスケットボール部の指導者となり約10年となる。当該校は2校目である。当該競技の指導者資格、審判資格を有している。部活動での役職は副顧問。

両教師ともに豊かな指導歴を有しており、練習の技術指導に関しては、役割を分担しながら常に2人で指導を行っていた。その背景には、指導が困難な生徒が数名いるため、生徒同士のトラブルなど不測の事態に備えておく必要がある、どうしても2人で現場の対応をしなくてはならなかった。

(2) 指導が困難な生徒事例（以下、生徒を「Z」とする）

Zは小学校時代から、気に食わないことがあると友人に暴力をふるって言うことを聞かせてきたようだ。保護者も、理由があるから殴るんだというスタンスで、本人にしっかりと指導はしていなかった。中学校に入学した後も、数度にわたる暴力事件、喫煙行為、万引き事件などで指導を受けるが生活が改まることがなかった。

2年生の春、その直前に起こした喫煙行為がきっかけで野球部を退部し、夏休み明けにバスケットボール部に入りたくてZ本人からA教師へ申し出があった。運動神経はある程度良く、本人に自信があったこと、また同学年で仲の良い友人がいたためと思われる。

入部後も、A教師の指導に対して反抗的な態度を示し、2・3回は暴言やつば吐きをしていた。その度毎に、Zが落ち着いてから指導してきた。また、学校としても、生徒指導の観点から、部活動に居る方が指導上よいことから、バスケットボール部を退部させず練習や他校との練習試合に参加させていた。他校との練習試合のときも、相手の生徒に対して「死ぬ」「どけ」などの暴言を吐いていたことが、対戦相手の教師（指導者）から頻繁に忠告されていた。

(3) 事例①の顛末

2013年9月。某公式大会の3日前、学校で練習を行っていたときに事件が起きた。某公式大会を勝ち進んでいる自分たちの過去の試合のビデオを全員で視聴し、反省点や課題などを共有し、その後に練習を行った。練習が始まったが、Zは自分のプレーの不甲斐なさにイライラしていた。もうすぐ休憩に入るところで、突然Zが他の生徒の背中を殴った。その生徒にケガはなかった。

その瞬間を目撃していたA教師は、興奮していたZに対し、頭を冷やすようコートの外に出て休むように指示したが、無視して練習を続けた。そのためA教師はZに近づき、少し休み冷静になるようにするため、腕を掴んで練習場から出そうとした。Zは手を振り払い、「俺に命令するな」「さわんな」「お前何様だ」などA教師をのしり、拳で威嚇し、そして殴った。A教師は口唇を切った。それでもA教師は腕を放さなかったため、ZはA教

師の脚を数回蹴った。

他の場所から一部始終を見ていたB教師が収束させようと間に入った。Zは興奮が治まらず暴言と暴行を繰り返した。しばらくして、Zは暴言を吐きながら練習場を去っていった。

その後、練習を再開した瞬間、遠くから大きな音がした。ZがA教師とB教師のロッカーを蹴っていた。その後Zは帰っていった。他の生徒たちの動揺がひどいため、練習を中断した。B教師は他の生徒たちの傍にいて、A教師は担任と管理職へ報告した。

しばらくするとZが戻ってきてB教師へ執拗に暴言を吐いた。暴言の中身は「A教師とB教師を殴らせろ」「お前たちは生徒に殴られるのが仕事だろう」などと挑発してきた。その後も暴力を振るおうとするので、押さえつけ、落ち着かせようとしたが興奮状態のまま、最後にもう1度A教師のロッカーを蹴って帰宅していった。

A教諭は、Zの指導（管理）に日頃から相当なストレスを抱えていた。Zからの挑発に辟易していたが、懲戒（体罰を含む）を加えても改善しないことは理解できていたので、決して手を出したりしようとは考えていなかった。一方、B教師は、日頃からZの一連の言動に対し腹を立てており、Zに手を挙げる衝動に何度も駆られていたという。しかし、生徒指導によってZを良くしたいという思いも強くもっていた。このような指導が困難な生徒が伴う教育困難校では、平素の指導の中で懲戒や体罰と常に背中合わせとなるため、有形力の行使（正当防衛）、懲戒が必要な場面にも出くわす。しかし、結果的にはA教師、B教師とも、体罰を未然に防ぐことができた。一ヶ月後、Zは自ら退部した。

2. 学校現場における管理の現状

(1) 水平的管理の二つの機能

大野（2004）は水平的管理には2面性があると指定している。1つは、お互いの仕事を厳しく監視し合う側面（サボタージュや手抜きなど）、もう1つは困ったときには仲間同士として力づけ合う協調（サポートやフォローなど）である。さらに水平的管理の原理とは、社会的協働体で管理者が労働者と分化しない共同管理が相補監視として、共同する仕事を助け合いとして、チームワークとして機能していることであるという（大野、2004, p.12）。そうした意味で、やはり学校現場は校長、教頭、教員たちの互惠的共同関係にあるといえる。このように考えていくと、学校現場でのまなごしは、職員室、教室、体育館、グラウンドなどで張り巡らされているが、翻って、まなごしが及ばない死角、密室も多い。特に、部活動では顧問が1人で練習をみるが多くあるだろうし、事例①のように「指導が困難な生徒」を伴うこともあれば、どうしても教員が強い態度をとらざるを得ず、思わず手を出してしまい、その後、生徒や保護者に申告され表面化してしまうことがある。このように体罰へと

陥る教員の意識構造について富江（2009）は、アンケート調査の研究から、「好ましくないが、時と場合によって、やむを得ないことがあると思う」と全体の7割が回答していることから、体罰に対する「暗黙の容認」の意識が顕在していることを報告している。教育現場の中では「指導が困難な生徒」と対峙した際、時として1人で対応せざるを得ない状況が多々ある。まなごし（ピア・プレッシャー）から開放された状況では、管理の眼が無いことから、個々人の判断によって体罰を管理するしかなく、体罰が起こる可能性が高くなる。

(2) 管理者と管理体制

まずは筆者が高校生の時に行っていた部活動での原体験の事例を次に記す。以下、本事例を「事例②」と称す。

1985年の夏休みの部活動（サッカー）の練習中、その日は午前に練習し、午後から中学生と練習試合を行った。暑い夏の1日だった。午後の中学生との練習試合では、疲労のため選手全員が覇気のないままの試合となり、前半に先制点を奪われリードされたままハーフタイムとなった。ハーフタイムになると、顧問教員はグラウンドから死角となる校舎の陰に私たち全員を連れて行き、「プレーに集中していない」「やる気がない」「態度が悪い」といった理由で全員にビンタを張った。特に緩慢なプレーをしていたY君は、往復ビンタを張られた。

体育会系と称される部活動では、新聞、メディアには取上げられない「隠れた体罰」の事例は多く見聞する限りである。このような事例②が発生する場所を「現場」と称し、管理者と管理体制について考察していく。

事例②の頃もそうであったが、今日の部活動の大きな課題として、顧問教員の成り手不足の問題がある（中澤、2011a, 2011b;内海、1998;関、2015などが詳しい）。ほとんどの学校における部活動の顧問体制は、複数名で組織されているが、その組織の中で技術指導ができる教員が1名ということが実は多い。担当した競技の現場指導ができるのは、当該競技のキャリア、当該競技への想い、部活動への熱意が高い教員である。そのような部活動の現場指導を惜しまない教員は、学校経営における貴重な資本であろう。以下、技術指導に長け、熱意が高い教員のことを「権威（オーソリティー）のある教員」と称す。部活動の顧問体制の中に、権威のある教員がいれば、1人で現場の管理を担うことができるので、他の顧問教員らから全幅の信頼がおかれる。そのため、権威のある教員は、現場の管理責任を全て担うことになる。副顧問らは、怪我や病気などの安全管理が伴う公式試合や宿泊が伴う遠征などに帯同したり、部費の管理や事務的な書類作成などをしたり、裏方の仕事を行う。このように権威がある教員の現場1人体制（非組織的管理）を「権威的管理」と定義し命名する。ピア・プレッシャーが働

くどころか、ノー・プレッシャーな管理の手法である。既述の事例②は「権威的管理」による部活動運営だった。

一方、そのような権威のある教員が顧問体制の中に居ない場合、現場の管理責任を複数名で分配し合い運営していかなければならない。部活動における管理は、体罰の問題も然ることながら、練習の危険性、負傷事故、熱中症などの安全配慮義務とも深くかかわる（秋元, 2011; 笠次, 2014; 内田, 2013など）。また森谷（2003）は、部員同士の身体的暴力問題、上級生から下級生への暴力（体罰）の法解釈も巡る研究をしているが、部活動中に死亡事故に至ることもある（黒河, 2011; 内田, 2010; 小島, 2008; 田中, 2006など）。このような背景からも、現場での管理は必須である。権威のある教員がいない場合、複数名で協働しながら現場を管理していかなければならず、その過程の中では必然と水平的管理の手法がとられている。このような複数名による管理体制を「相補的管理」と命名する。それぞれの特徴を表3にまとめた。

「権威的管理」の場合、現場では権威のある教員の1人体制であることから、その権威ある教員を管理する眼が行き届かない。ゆえに部活動の活動中に起こり得る体罰を管理するのは、すべて自己責任となってしまう。「権威的管理」ではピア・プレッシャーが機能しないことから、体罰が起こる可能性が「相補的管理」よりも高くなると考えられる。仮に、事例②でみた場合、現場にもう1人の顧問がいて、水平的管理が働く状況下であったならば、あのような出来事は起こらなかったかもしれない。しかし、もう1人の教員といっても、水平的管理すなわちピア・プレッシャーが働くような教員の配置でなければならない。なぜならば、2012年12月の大阪府の高等学校で起きた現場には、当該教員の他に、副顧問1名、女子バスケットを指導していた非常勤講師の合計3名が現場にいた（田村, 2014が詳しい）。にもかかわらず、体罰が行われ黙認されてしまった（以下、事例③とする）。つまり、現場には3名の教員がいたが、当該教員の権威が高く、管理の機能が全く働いていなかった。また、複数名の組織体制であったにも関わらずピア・プレッシャー（水平的管理）が全く効いていなかった。「権威的管理の場合、いくら組織の人数を増やしても、体罰を管理できない非組織的管理であることが示唆できる。

表3 権威的管理と相補的管理

	権威的管理	相補的管理
現場の管理者	技術指導に長けた権威のある教員 1名	技術指導が不得手な教員 2名以上
管理の責任	権威のある教員へ集中	管理者で分配
管理の手法	非組織的管理 ノー・プレッシャー	水平的管理 ピア・プレッシャー

3. 管理論からみた事例分析

(1) なぜ懲戒や有形力の行使までも抑制したのか

体罰は法律で禁じられている。学校教育法第11条は、国公私立学校において「校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒および児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定している。すなわち、校長および教員の懲戒権行使は許されているが、体罰は許されないということである。「体罰」と「懲戒」の区別として、文部科学省（2013b）はスポーツ指導のガイドラインの中で「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の案件ごとに判断する必要がある」と述べているが、「体罰」と「懲戒」の判断基準を区別することは難しい。薬師丸（2009）は、学校教育において許される「懲戒」と許されない「体罰」をめぐっては、明文上明確に区別されているものの、その区別が容易でない、と論じている。つまり、部活動の指導場面中においては、スポーツの技術的な指導も然ることながら、生活指導を含めた生徒指導全般に及ぶため、やむを得ず「懲戒」を課さなくてはならない場面に会遇してしまうことがある。その際、多感な生徒たち個々の案件ごとに、総合的かつ即時的に判断し、指導の意思決定をすることは容易ではない。

事例①では、仲間暴力行為を行ったZを練習場から外へ出て反省するように懲戒を課したが、Zはその指導に従わなかった。その後、ZはA教師、B教師に暴言を繰り返しながら再三挑発し、特にA教師に対しては暴行行為を行った（顔を殴り、脚を蹴った）。文部科学省（2010, p.195）の「生徒指導提要」の中では、「児童生徒からの教員に対する暴力行為や他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、体罰に該当しない（傍点は筆者）」との見解を示している。この見解に関して、A教師、B教師へのインタビュー調査から、体罰の禁止はもちろん、懲戒としての有形力の行使に関しても十分に理解していたことが明らかとなった。暴力行為を受けたA教師は、「懲戒」と「体罰」の曖昧なところを線引きすることができず、また体罰のことを過剰に意識するあまり躊躇してしまったため怪我を負った。B教師は、A教師とZの仲裁に入り、Zを抑えつけたが、Zから直接的な暴力行為は受けておらず有形力の行使には至らなかった。しかし、B教師によれば有形力の行使に対する準備は、これまでのZとの一連の指導の中で、機会が来た際には有形力の行使をする気持ちを固めていたことが分った。そして事例①の中で、B教師は、あまりにも節度を欠いたZの言動に業を煮やし、A教師へZに対して手を挙げて良いかの同意を求め、

それに対しA教師が我慢するように促していたことも明らかとなった。お互いの行為や考え方を確認した事実は、水平的管理（ピア・プレッシャー）が機能していたに他ならない。しかし、A教師、B教師ともに、同僚（ピア）の眼を過剰に意識してしまったがゆえに、A教師は怪我をし、器物（ロッカー）まで破損するに至ってしまった。その結果、体罰を管理することができた反面、懲戒や有形力の行使までも抑制してしまった。

(2) 事例分析を通じた管理論からの考察

第3章でレビューした組織的な解決案を提示する先行研究もみられるが、多くの先行研究の場合、体罰問題は指導者個人や教師個人、すなわち個人の意識改革への言及が多い（森田，2015；小野，2014；安藤，2014など）。そして、部活動に留まらず、スポーツ界へと一瞥すれば、それは体罰問題から暴力問題の根絶への提言にも繋がる。例えば、森川ら（2013c）の研究³⁾では、わが国のスポーツ界が抱える諸問題を現場の指導者、選手からの目線で慎重に議論している。しかし、体罰や暴力の問題所在を、指導者の倫理観へ帰結させていることも否めない。そして、事例①でみた、指導が困難な生徒への注視、さらには組織論や管理論の視点からの議論は不十分である。

日置（2000，pp.35-38）の経営学原理によれば、経営学のような応用科学となる領域では、予測や制御の機能を果たすことが期待されるが、ある社会現象の説明はできても予測や制御が不能であるような理論は多い。特に、実験が困難な社会科学領域では、予測も制御も困難で、説明だけが可能な理論体系はかなり多く存在する、という。本研究における体罰の管理をみた場合、今後も体罰の完全な制御や予測は難しいかもしれないが、説明を施し、部活動の指導現場へと還元することは可能である。本事例分析によって考察した管理論の意義がここにある。表4にまとめた。

「権威的管理」と「相補的管理」についての考察は第5章にて行っているのので、本節では「相互的管理」を中心とした議論を展開する。「相互的管理」は、現場の管理者として技術指導に長けた権威のある教員が2名以上で組織されるが、管理責任を特定の1名へ集中させる

ことなく、複数名で「監視」と「配慮」を行う管理手法である。事例①のA教諭、B教諭の関係性は、公式的な役割として「監督（A教諭）」「コーチ（B教諭）」ではあったものの、実際の運営上では相互にピア・プレッシャーが働く水平的管理を有する性格のものであった。以下、水平的な管理の性格を有することを「相互主義＝mutualism」と称す。一方、事例③の場合、技術指導に長けた複数体制（3名）ではあったが、1名の権威ある教員の独善的な指導下では、他の2名からの「監視」と「配慮」が欠落した組織体制となってしまった。事例③では、2012年以前にも体罰問題が発覚し、当時の管理職は体罰が常態していたことを知っていたにも関わらず、体罰を管理、制御することができなかった。また事例②においては、現場の責任者が権威のある教員の1名のみであることから、水平的管理の「監視」と「配慮」の機能が効かず、体罰が管理できる組織体制となっていなかったといつてよい。このような場合、現場は、権威のある1名の教員の裁量によって、いくらでも死角や密室をつくること、すなわち人目を避けるための指導現場を容易につくり出すことができる。事例②と事例③の管理の性格を特徴づけているのは、権威主義（authoritarianism）といえる。事例①では、A教師、B教師ともに、懲戒に相当するような強い生徒指導を必要とする際は、相互の眼が届くオープンな現場づくりを常に心掛けていた。そして、このようなピア・プレッシャーが効いた現場は、体罰を管理することはもちろん、お互いの生徒指導に対する考え方や褒め方・叱り方などを学ぶ絶好の機会OJT（On-the-job training）となっていたことも示唆できる。

体罰を管理するためには、「相互的管理」が有効である。学校の管理職（校長、副校長、教頭など）は、本研究が提出したインプリケーションを勘案しながら、部活動における管理体制へ注意を払うことが必要である。当該競技の技術指導に長けた権威のある教員がいた場合、成り手の少ない部活動の顧問人事の頼みの綱となるが、翻って、そのような教員は使命感や責任感が強いため、状況によっては過度な指導（時には体罰と化してしまう）を引き起こす可能性が高い。そのため、権威主義（authoritarianism）な管理体制とならず、ピア・

表4 権威的管理・相互的管理・相補的管理

本研究事例	権威的管理		相互的管理		相補的管理
	事例③	事例②	事例①		
現場の管理者	権威のある教員 2名以上	権威のある教員 1名	権威のある教員 2名以上	権威のある教員と技術指導が不得手な教員による協働体制 2名以上	技術指導が不得手な教員 2名以上
管理の責任	権威のある教員へ集中			管理者で分配	
管理の手法	非組織的管理 ノー・プレッシャー		水平的管理 ピア・プレッシャー		
管理の性格	権威主義 authoritarianism		相互主義 mutualism		相補主義 complementary

プレッシャーが働くような管理体制づくり（相互主義、mutualism）が管理職の職分であるといえる。これまで発覚した体罰問題の多くは、当該教員の個人的な指導として処理されることが多かったが、体罰が起きるのは、組織的な問題として捉え直し、管理していくという視点が重要である。

3. 本研究の限界について

本研究から、体罰を抑制するためには水平的管理（ピア・プレッシャー）が有効であることを明らかにすることができた。しかし、以下の点の議論を欠き、そして明らかにできていない。

1. 事例①では、権威のある教員同士にも関わらず、なぜ水平的な関係性を築けたのか
2. 事例②でみた体罰を管理するためには、複数名による現場の管理者が必要となる。しかし、そのための新たなコストに関する経営的議論を欠いていること
3. 事例③でみた複数名の「権威主義」の場合、どのようにすれば「相互主義」へと変革できるのか、その方策か論じられていない
4. 「権威のある教員」と「技術指導が不得手な教員」の協働体制の構築には、どのようなことに配慮し、ピア・プレッシャーを有効にできるのか議論できていない
5. 現場での技術指導が不得手な複数名の教員による「相補的管理」の事例分析がない

これら5つ点は、本研究の射程域を大きく超えるものであり、本研究の限界である。しかし、今後、研究を進めていく上で考慮していかなければならない視点である。

VII おわりに

本研究の執筆中、また体罰が報道された。朝日新聞（2015）によれば、公立中学校の野球部顧問が、「野球部のルールが守られないならば殴られても構いません」といった内容の文章を複数の生徒に書かせ体罰をしていたという。具体的な体罰の内容は、顧問が、バックネット裏や部室などに個別に部員を呼び出し、頭をたたいたり、太ももを蹴ったりするなどを行っていた。発覚した経緯は、部員（生徒）が校長（真の管理職）へ相談し、確認したところ、「活動目標を記入するクラブノートや、部員が決める練習メニューなどがきちんと書けていなかった」などの理由で体罰をしたことを顧問の教員が認めたという。

この報道と本研究を照らし合わせてみれば、以下の3点を改めて示唆できる。

1. 顧問の個人的な体罰問題として取上げられ、管理体制への言及がないこと
2. 技術指導に長けた権威のある教員の裁量によって、

死角は容易につくれること

3. 体罰を管理することが難しい「権威的管理」だったこと

この報道だけでは、現場の管理者が、1名だったのか、複数名だったのか、実態がみえてこないが、指導の内容をみれば権威のある教員による体罰だったということは推測できる。本研究の知見から、このように報道された体罰を予測し制御するためには「相互主義＝mutualism」な性格が必要だったといえよう。つまり、もう1名の人的な教員の増員であるが、その教員は「技術指導が長けた権威のある教員」「技術指導が不得手な教員」のどちらであっても、現場でピア・プレッシャーを発揮できる人選でなければならない。そのような現場の管理体制が敷かれていたならば、生徒に殴られても構いませんと書かせたり、死角や密室をつくったり、体罰へと陥る指導となることはなかったのではなからうかと考える。

大野（2005）が指摘するように、日本の組織には、管理職やフォーマルな管理や規則によるよりも、水平的管理（ピア・プレッシャー）の影響が大きい。「監視と配慮」の相補作用が順調に機能しているとき、同僚とともに頑張る職場の雰囲気が醸成され、ピア・プレッシャーは効果的な役割を果たす（竹内、1985、pp.35-47）。水平的管理の強い組織では、周囲との和や全体の利益を重んじ、誰もが集団で認められた規律や価値観、行動様式に従わなければならないとする圧力が働く。チームワークでは自分のした仕事が他のひとに影響したり評価されたりする。そのため、「ミスはしたくない」「他人に評価されたい」といった気持ちや態度が生まれ、お互いに手を抜かないようにチェックしあうメカニズムが働く。

部活動の指導や運営へと眼を向ければ、「権威的管理」「相互的管理」「相補的管理」の三つの管理のタイプがみられた。「権威的管理」は、形式的には複数名の顧問体制となつてはいるが、実際は権威ある1名の教員がすべてを統治し、負担から責任まで一身に担っている場合が多い。体罰が起こる可能性の高い管理である。また、技術指導に長けた複数名の教員で現場を担当する場合においても、事例③のように権威のある1名の教員による独善的な部活動運営となつてしまえば体罰を管理することができない。一方、事例①でみてきたように、技術指導に長けた複数名の教員による体制で「監視と配慮」が効いた水平的な関係であれば体罰を管理することができる。技術指導に長けている教員、技術指導が不得手な教員、組み合わせはどうであっても、相互主義（mutualism）な体制であれば、体罰を管理できる可能性は高い。

参考文献

阿江美恵子（1991）暴力を用いたスポーツ指導の与える影響：学生への追跡調査より。東京女子体育大学紀

- 要, 26 : 10-16.
- 阿江美恵子 (2000) 運動部指導者の暴力的行動の影響 : 社会的影響過程の視点から. 体育学研究, 45 (1) : 89-103.
- 秋元秋代司 (2011) 運動部活動事故防止に関する事例研究. 安全教育学研究, 11 (1) : 41-52.
- 朝日新聞 (2013) 「柔道女子, 監督代行ら3人辞任へ 暴力問題処分不満か」2013/3/4.
- 朝日新聞 (2015) 『殴られても構いません』野球部員に書かせ体罰』2015/3/12.
- 安藤博 (2014) 教育の危機管理 つなげる研究, つなげる実践 (5-10) 「体罰防止法」で考えたいこと. 週刊教育資料, (1307) : 21-23.
- Barnard, C. I (1938) The Functions of the Executive. Harvard University Press : Cambridge, Massachusetts and London, England.
- 濱沖敢太郎 (2012) 教育困難校は生徒をいかに学校へ取り込むのか? : 定時制高校における生徒の仕事への意味づけに着目して. 日本教育社会学会大会発表要旨集録, 64 : 76-77.
- 日置弘一郎 (2000) 経営学原理. エコノミスト社:東京.
- 平田淳・岡田賢宏 (1998) 体罰が発生する「構造」とその個別性: 判例研究の方法論に関する一つの新たな試み. 東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要, 17 : 29-49.
- 石橋昌雄 (2013) 教育の危機管理 体罰を予防する. 週刊教育資料, 1253 : 15-17.
- 笠次良爾 (2014) 運動部活動中の事故とその防止対策. 体育の科学, 64 (4) : 262-267.
- Knuth Dohse, Ulrich Jurgens and Thomas Nialsch. (1985) From "Fordism" to "Toyotism"? The Social Organization of the Labor Process in the Japanese Automobile Industry. Politics & Society, 14 (4) : 134.
- 小島優生 (2008) 判例から教育現場を考える (18) 部活動指導中の死亡事故における過失と損害賠償請求—京都地裁判決—. 月刊高校教育, 41 (11) : 72-77.
- 古賀正義 (2001) “教えること”のエスノグラフィー—「教育困難校」の構築過程: 金子書房:東京.
- 黒川雅子 (2011) 学校事務職員必読! 学校経営の基本判例 体操部活動中の事故における損害賠償責任—大阪地方裁判所平成22.9.3判決—. 学校事務, 62 (8) : 43-49.
- 毎日新聞 (2013) 「<豊川工体罰>保護者, 県教委に抗議 退学未報告問題で」2013/3/6.
- ミシェル・フーコー: 田村俣訳 (1977) 監獄の誕生—監視と処罰. 新潮社:東京.
- Miller, A. L. (2013) Discourses of Discipline : An Anthropology of "corporal Punishment" in Japanese Schools and Sports, Institute of East Asian Studies.
- 文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領. 東山書房:京都, pp.18-19.
- 文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領. 東山書房:京都, p.143.
- 文部科学省 (2010) 生徒指導提要. 教育図書株式会社:東京, pp.194-195.
- 文部科学省 (2013a) 体罰に係る実態把握の結果 (第2次報告) について. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1338569.htm, (参照日2014年8月9日)
- 文部科学省 (2013b) 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyuujitsu/_icsFiles/afildfile/2013/05/27/1335529_1.pdf, (参照日2014年5月27日).
- 森川貞夫 (1989) 「なぜ体育教師は暴力/体罰教師になるのか」という声に対して. 体育の科学, 39 (9) : 704-707.
- 森川貞夫 (2013a) 体罰問題の議論に欠けているもの. 体育科教育, 61 (3) : 63.
- 森川貞夫 (2013b) 日本的集団主義と学校運動部: 不祥事の温床としての運動部を問う. 現代スポーツ評論, 28 : 75-83.
- 森川貞夫編 (2013c) 日本のスポーツ界は暴力を克服できるのか. かもがわ出版:京都.
- 森田啓之 (2015) スポーツ指導における体罰の問題を考える. 児童心理, 69 (2) : 244-251.
- 森谷宏 (2003) 教育の紛争 部活動における勝利至上主義と生徒間暴力をめぐる: ラグビー部公式戦辞退事件から. 週刊教育資料, (791) : 11-13.
- 長尾秀吉 (2010) 教育困難校の学校改革: SSWrを活用した小学校の試み. 地域社会研究, 19 : 1-10.
- 中澤篤史 (2011a) 学校運動部活動の戦後史 (上) —実態と政策—. 一橋社会科学, 3 : 25-46.
- 中澤篤史 (2011b) 学校運動部活動の戦後史 (下) —議論の変遷と実態・政策・議論の関係—. 一橋社会科学, 3 : 47-73.
- 西垣完彦 (1983) 高等学校の運動部顧問教師の生活と意識. 体育・スポーツ社会学研究, 2 : 95-131.
- 岡村大典・桂充弘 (2013) 判例から見た体罰の定義とその罰則. 森川貞夫編, 日本のスポーツ界は暴力を克服できるのか. かもがわ出版:京都, pp.33-47.
- 小野英喜 (2014) 中学・高等学校の部活動と体罰問題: 教育課程の観点から. 教科外活動と到達度評価, (15) : 24-36.
- 大野正和 (2005) まなざしに管理される職場. 青弓社:東京.
- 坂本拓弥 (2011) 運動部活動における身体性: 体罰の継続性に着目して. Journal of the Philosophy of Sport and Physical Education, 33 (2) : 63-73.

坂本拓弥 (2013) 「体育教師らしさ」を担う身体文化の形成過程：体育教師の身体論序説. 体育学研究, 58 (2) : 505-521.

佐藤賢治 (2013) 困難な生徒指導事案にどう対応すればよいか. 教職研修, 41 (9) : 39-41.

関朋昭 (2015) スポーツと勝利至上主義—日本の学校スポーツのルーツ. ナカニシヤ出版：京都.

Sewell, Graham (1998) The discipline of teams : the control of team-based industrial work through electronic and peer surveillance. Administrative Science Quarterly, (43) : 397-428.

鈴木木始 (1994) 日本の生産システムと企業社会. 北海道大学図書館刊行会：北海道.

竹内洋 (1985) 複眼サラリーマン学. 東洋経済新報社：東京.

田村公江 (2014) 体罰容認の連鎖を断ち切るには：「部活における指導のあり方について語ろう」企画から見えてきたこと. 龍谷大学社会学部紀要, 44 : 1-12.

田中洋 (2006) 部活動指導者の責任—部活動中の熱中症による死亡事故—佐賀地方裁判所平成17.9.16判決一. 月刊高校教育, 39 (6) : 94-97.

田嶋大樹 (2013) 「教育困難校」における体育授業の実態に関する研究：東京都公立中学校のエスノグラフィ. 日本体育学会大会予稿集, 64 : 364.

富江英俊 (2009) 体罰に関する意識と運動部活動経験の関連—体育教師志望者を対象とした調査—. 日本女子体育大学紀要, 39 : 69-77.

東原文郎・アーロン・ミラー (2013) 体罰と権力—文化人類学とく体育会系就職>論からみた体罰考. 体育の科学, (63) No.10 : 775-781.

内田良 (2010) 体育的部活動時における死亡・負傷事故件数の二次分析試論—「集計」から「分析」へ. 愛知教育大学教育実践総合センター紀要, (13) : 203-210.

内田良 (2013) 学校スポーツにおける重大事故：部活動の事故を比較する. 教育と医学, 61 (6) : 512-518.

内海和雄 (1998) 部活動改革. 不昧堂出版：東京.

梅澤秋久 (2014) 運動部活動における勝利追求主義とケア思想：桜宮高校の体罰事件とサッカー U17 日本代表「96 ジャパン」に着目して. 横浜国立大学教育学会研究論集, 1 : 71-81.

渡辺秀貴 (2013) 「体罰」を起こさないよう組織で取り組む. 教職研修, 41 (9) : 29-31.

薬師丸正二郎 (2009) 体罰と懲戒—その限界と判断基準—. 立教女学院短期大学紀要, 41 : 157-168.

読売新聞 (2013a) 「『体罰必要』高校野球部の1割…高野連に衝撃」2013/6/21.

読売新聞 (2013b) 「体罰最終報告 暴力根絶の意識を浸透させよ」2013/8/11.

(註)

1) 古賀 (2001) は、「教育困難校」は非行や校内暴力、低学力などの問題行動が多くみられ、教育活動も困難となり、教師の教育的負担も重くなることから、そのように名付けられたと論じている。「教育困難校」に関する先行研究は、濱沖 (2009)、長尾 (2010)、田嶋 (2013) などがあるが、正課活動の授業などが中心であり、正課外活動の部活動や体罰問題を対象とした研究は散見の限り見つからなかった。

2) ミシェル・フーコー (1977, p.204) は、「『一望監査装置』は、見る = 見られるという一対の事態を切離す機械仕掛けであって、その円周状の建物の内部では人は完全に見られるが、けっして見るわけにはいかず、中央部の塔のなかからは人はいっさいを見るが、けっして見られはしないのである」と説明している。

Miller, A. L. (2013) の考察は、フーコーの生—権力論の文脈に依拠し、体罰を自発的服従によって調整される規律訓練技術として解釈する可能性を説いている。

3) 森川貞夫氏 (2013c) が編者となり上梓された「日本のスポーツ界は暴力を克服できるか」は研究者、現場の指導者、選手たち総勢14名の執筆で議論している。

〔平成27年4月6日 受付〕
〔平成27年9月7日 受理〕